

平成24年度 府中市事務事業点検 点検結果

事業番号	事業名	担当課	点検結果	評価作業シートのコメント
2-11	シルバー人材センター支援事業(シルバー人材センター運営費補助金)	高齢者支援課	抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費全額補助というルールは早急に見直すべき。発注額の8%を事務費として支出しているため、補助金を合計すると1億円近くになっていることについて検討すべき。 ・高齢者のニーズに合わせるのではなく、社会ニーズに合った業務展開をすべきではないか。その企画こそ、シルバーで工夫すべきではないか。組織のあり方を再考すべき。補助対象の職員が自ら持続可能な団体とすべき。・職員配置の見直し。給料体系の見直し。剰余金多額の状況。事務費8%について補助金より先引きし、不足額に対して行政が満額支援するのではなく、2分の1支援とし、自己努力、自立した経営ができるよう人材センターの経営のあり方を抜本的に見直すこと。 ・就労機会を求める高齢者が増加するが、市がすべてを負担するのは必ず厳しくなる。自転車の整理に時給870円は高すぎる。一方、シルバー人材センター自体の費用も1億近いのは問題。 ・一部の市民のためにかかる事業費が過大。徹底的な見直しも意図して「不要」とします。手段と目的が違う。・職員の給与を民間の単価に見直す。補助金の見直し。
2-12	老人クラブ補助事業	高齢者支援課	抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の算出について、会員数のみでなく個別事業の活動に着目した仕組みとし、活動の活発化と会員数の増加を図るべき。 ・補助金の使途の検証ができていない。社会貢献は対象とするとして、趣味活動まで広げることは公金を使う説明にならない。対象者が少ないので、限られた活動に補助金を出し続けて良いのか疑問。補助金の根拠が不明である。他の事業でも委ねられるもの(健康づくりなど)もある。市単独分を上乗せする理由が無いのであれば、出すべきでない。運営費補助ではなく、活動助成とすべきではないか。 ・高齢者の活動に対する支援のあり方について、全市的に体系的に整理が必要。その上で公金を支出する上での対象事業は明確にすべき。特に都の補助金の経緯から、市単で上乗せ補助する必要性について見直すこと。 ・老人クラブの制度を見直すべきではないか。補助金を出すには対象が少なすぎる。高齢者に対する幅広い対策が必要ではないか。自治会への支援に入れてはどうか。 ・もし予算が半分しか無かったらどうするのか?→受益者負担が増える(今後の市の負担額は減る方向となるはず。)将来はそのようになるはず。若い世代の意見として既得権は捨てて欲しい。 ・老人クラブ対象者が見えない。自治会でカバーできるのでは。補助金の使われる先が見えない。
2-13	公共花壇運営事業	管理課	市(要改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民花壇との財政負担の差が大きすぎる。公共花壇→市民花壇への移行を計画化すべき。 ・公共と市民花壇との区分を明確にすべきではないか。花を購入するのは良いとしても、植え付けは地域の方々でも代替できるのではないか。 ・市民花壇運営事業への移行も含め、公共花壇の管理運営に市民の参加を主体としたまちづくりを進めるべきでは。花卉園芸組合に特命随契約する契約のあり方について、地場産業(食品?)活用も含めて再検討すべき。 ・公共がやる場所は限定し、市民に広げるべき。組合を保護するために費用負担するののかという疑問が出てくる。 ・市民参加を促すような取組みを入れるべき。業務委託費は競争原理を取り入れるべき。(今回の説明では明確ではなかった。) ・市民を巻き込む事業にする。昭和47年からの事業の流れを再確認する。
2-14	耐震改修等補助事業	建築指導課	市(現行どおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利子補助、バリアフリー住宅化助成などと組み合わせるなど、目標達成を現実化すべき。重点化エリア、集中推進期間(2~3年)など、メリハリをつけることも考えられる。 ・ハイリスクエリアを定め、重点的に予算を配分すべきではないか。「お金がある人が改修できる」というのは私有財産の価値を上げるにとどまる。まちづくりの観点からは、倒壊等の復旧コストを抑えるためにも、プライオリティをつけるべきと考える。診断を受けた人に改修への取組みを促すこと(選択肢)を増やす。別手段を組み合わせ、改修を促進すべき。目標値は達成不能ではないか。 ・期間を限定し、重点的に進めること等で、総合的に見直しをはかり、全庁的に進める必要がある。 ・リスクランクを選別し、投資時期と連動させるべき。耐震、耐火等幅広く計画を見直したい。 ・まずは予算が無くては進まない。他の事業を止めても取り組むべき。 ・公益性の説明を。補助事業の現実的な補助単価。ハイリスクエリアを早急に対応。他の補助制度と組み合わせる。

事業番号	事業名	担当課	点検結果	評価作業シートのコメント
2-15	心身障害者福祉センター管理運営事業	障害者福祉課	市(要改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会との委託料額を決定するプロセスなど、財政負担の根拠を公開するなど、住民への説明責任を果たすべき。 ・委託の範囲不明。市はどこまで単独上乘せするのか。その範囲が明示されなかった。本来受けられるサービスは、社協も民間も同じようにすべき。(人件費や固定費などの補助までであると、同じ土俵でサービス提供できないのでは?)施設については、市の資産全体を考え、どうあるべきか検討していくべき。 ・職員配置の見直し。給料体系、事業のあり方(必要性)、民間事業者の活用など総合的に、施設の処分を含め、施設の管理運営のあり方を見直すべき。 ・事業として照らした時、心障センターの内容を洗いなおす必要が大きい。民間との対比も重要。 ・事業を進めるうえで、社協が適切であるのかが説明では分からない。センターありきの姿が見える。他の施設よりも手厚いサービスを提供している優位性が分かりづらい。 ・事業として照らした時、心障センターの内容を洗いなおす必要が大きい。民間との対比も重要。
2-16	心身障害者住宅費助成事業	障害者福祉課	市(要改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度活用前の居住状態はどうだったのか。制度活用後どこへ転居(公営住宅等)したのか。ニーズ、実態をつかみ、ニーズに合った制度にすべき。 ・公営住宅を補完するものとして、民間家賃助成は機能するものとする。(むしろ民間から公営へ行く方が増えてしまうことを分析してみることも必要では)コスト比較をすれば、公営住宅の方が高くなるのは明らか。利用実態をつかむ必要がある。公営住宅へ移転する人も分析。 ・障害者が安心して暮らせるまちづくりとして、住宅の供給をすることは必要。公営住宅の確保は財政的に困難であり民間住宅の借り上げ(一括方式)等で、実施方法を改善すべき。自立に役立つ効果の検証が必要。 ・公営住宅への入居を進めるべきか。他市がやっていない理由を明確化すべき。生活保護に移行すべき。セーフネットなのか。 ・入居助成なのか生活支援なのか明確でない。前者であれば入居時の敷金、礼金の支援が必要では。 ・民間賃貸住宅を利用拡大(賃貸改修工事の助成)
2-17	防災思想普及事業	防災課	市(要改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果を明確に分析することは難しいが、自主防災組織の加入率、組織率、そして防災訓練の参加者数などを増やす努力が必要。 ・行政が行う限界もあるので、自助共助を促すためにも、自主防災組織の拡大やそこでの訓練を増やすべきではないか。マンション等へは、管理組合などへの働きかけも必要。思想普及」という事業名は見直した方が良いのではないかと。数人の市民の方からも上から目線だと言われていました。 ・市の企画した訓練などに参加しない人への対策として、防災ハンドブックを全戸配布したことから、ハンドブックの内容の理解度までを調査して意識の普及度を把握しておくこと。自主防災組織の結成を促進する仕組みづくりが必要。 ・防火管理者を防災まで拡大すべきであり、自治会単位に設置すべき。リーダーが必要。 ・普及に努めているのは分かるが、成果としては不満を感じる。訓練内容も従前の延長と感じる。成果・目的が明確でない。 ・市民参画を進めてほしい。
2-18	まちの環境美化推進事業	環境政策課	抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意識が高まるというのはどういう状態を指すのか、説明が足りない。目的、目標があやふや。 ・委託の内容を見直すべき。市民やシルバー人材センターが担える範囲と、事業者でないとできない内容は、明確に区分できているのか。そもそも市民の協力を得ながら美化意識を高めることが目的としたら、住民の力を借りてほしい。(子どもへの環境教育も考えてほしい。) ・目標の設定と、そのかい離の状況について、抜本的に見直すべき。委託について市民の活動で補える場合もあるので精査する必要がある。 ・市民自らの活動ではなく、シルバー人材センター、民間企業に委託しているのは問題。受益者負担を考えるべき。・事業としての目的と手段が合っていない。成果目標が見えない。 ・委託ではなく市民の参画を。目標レベルが不明。

事業番号	事業名	担当課	点検結果	評価作業シートのコメント
2-19	権利擁護センター事業	地域福祉推進課	抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料の算出根拠が無く2800万円もの委託料を支出しているのは大きな問題がある。 ・事業が要らないのではない。補助金・委託の根拠が不明。判断不明。説明できないことを続けては困る。 ・事業全体のスキーム。積算根拠を明確にすること。 ・予算設定根拠が極めて不明瞭。福祉協議会の言いなりなのか？ ・権利擁護センター事業としての名称では不要。利用促進が目的であれば方法が違ふ。 ・積算根拠の全体が読めない。社協へ丸投げ。
2-20	入浴券支給事業	生活援護課	市(現行どおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルミニマムである生活保護に単独で上乘せする必要はあるか。入浴に着目すれば文化センターの活用も検討すべき。 ・不正利用のチェックはできない(他人が使ってもわからない)。モラルハザードの起きる心配もある(他市事例有)。代替施設(文化センター等)での利用に代えるべき。 ・公共施設の利用を検討。入浴の機会を確保すべき。券交付の適正化に努力が必要。 ・浴場に限らず、公共施設、体育館等も活用すべき。 ・東京都下のサービスであれば受益者の受けるサービスも統一すべき。 ・文化センターを利用してみたらどうか。